

日本活断層学会役員選挙規定

(趣旨)

第1条 この規定は日本活断層学会定款第13条により、会長・監事・理事の選挙運営を規定する。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は次の事業を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 選挙権・被選挙権の確認
- (3) 理事の分野別定数の確認
- (4) 会長候補者の発表
- (5) 投票および開票、有効投票の認定
- (6) 当選の確認と発表
- (7) その他選挙管理に必要な事項

(選挙管理委員長)

第3条 選挙管理委員長は理事の中から会長が指名する。委員長以外の選挙管理委員3名は会長が委嘱する。

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権・被選挙権は定款の定めによる。

(会長候補者)

第5条 会長選挙においては、理事会が候補者を3名立てる。

(会長候補者以外への投票)

第6条 会長選挙においては、会長候補者以外の正会員に投票することもできる。

(選出方法)

第7条 会長の選出は次の方法による。

- (1) 会長選挙は、単記無記名投票によって行う。
- (2) 得票同数の場合は年長者とする。

第8条 監事の選出は次の方法による。

- (1) 監事選挙は、2名連記無記名投票により選出する。
- (2) 得票数の多い順に上位2名を選ぶ。
- (3) 得票同数の場合は年長者とする。

第9条 会長以外の理事の選出は次の方法による。

- (1) 「地形・地質」、「地震・強震動・地球物理」、「土木・建築」、「防災・一般」の4分野ごとに、定数を設けて合計10名程度を選出し、その他4名を分野にかかわらず選出する。
- (2) 分野別定数は以下の通りとする。構成比10%未満：1名、10%以上20%未満：2名、20%以上30%未満：3名、30%以上40%未満：4名、40%以上60%未満：5名、60%以上70%未満：6名、70%以上80%未満：7名、80%以上90%未満：8名、90%以上：9名。
- (3) 会員は、すべての分野について各分野別定数を上限として定員数分連記、無記名投票を行うものとする。
- (4) 各分野の定数を得票上位者から選出する。
- (5) その他4名は上記選挙で定数外となった者から得票上位順に選出する。
- (6) 得票同数の場合は年少者とする。
- (7) 若干名の理事を会長が推薦し、総会が了承することにより選出できる。

(重複当選時の扱い)

第10条 複数の役職に重複当選した場合は、会長・監事・会長以外の理事選挙結果の順に当選を有効とする。

(辞退に伴う繰り上げ)

第11条 当選者が辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

(実効)

第12条 この規定は平成19年9月22日から実施する。

(平成19年9月22日 設立総会決定)

(平成20年5月27日 一部改定)